

半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が気軽に集える場（以下「サロン」という。）の設置及び運営（以下「サロン活動」という。）を行う団体の活動に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）として実施する半田市サロン活動等推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において高齢者とは、市内に住所を有する65歳以上の者をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 高齢者の介護予防のための活動を継続的に実施し、又は実施する計画があること。
- (2) 団体の名称及び代表者が定められていること。
- (3) 団体の活動への参加希望を広く受け入れ、高齢者が自由に参加できること。
- (4) 利用高齢者の身体状況を把握し、市及び関係機関と連携すること。
- (5) 実施している場所、団体の連絡先を市民に情報提供することに同意すること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる各号を満たすものとする。

- (1) 活動内容を次に掲げるいずれかの内容とすること。
 - ア 多世代交流、サロン活動など交流や孤立防止に関する事業
 - イ その他、介護予防に資すると市が認める事業
- (2) 年間の利用高齢者数が延べ240人以上であること。
- (3) 1年のうち少なくとも10以上の月にわたって事業を実施し、年間の実施回数が20回以上であること。
- (4) 1回当たりの実施時間は1時間以上であること。
- (5) 市内において事業を実施すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としな

い。

- (1) 営利活動、政治活動、宗教活動又はこれに類似する事業
- (2) 構成員のみで活動するなど参加者が限定される事業
- (3) 介護予防活動を介さない娯楽的な活動を主の目的とする事業
- (4) 法令又は公序良俗に反する事業
- (5) 市の委託契約に基づき実施する事業

(補助金の種類)

第5条 補助金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 運営費補助 補助対象事業の運営に係る経費に対する補助金
- (2) 立ち上げ支援補助 補助対象事業を新たに開始するために必要な経費に対する補助金
- (3) 施設利用補助 補助対象事業の実施にあたり、半田市内に所在する施設を利用する場合に係る施設利用料に対する補助金

2 前項第2号に掲げる補助については、補助対象事業を開始する初年度に限る。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、前条第1項各号に掲げる補助に係る経費で、市長が認めるものとする。この場合において、前条第1項第1号及び第2号の補助に係る経費は、別表第1に定めるものとする。ただし、立ち上げ支援補助については、交付決定の当該年度内に発生する経費を対象とする。

(補助限度額)

第7条 第5条第1項各号に規定する補助の限度額は、別表第2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「交付申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに半田市サロン活動等推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、半田市サロン活動等推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は半田市サロン活動等推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該交付申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた事業を変更し、又は廃止しようとするときは、半田市サロン活動等推進事業変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、補助対象事業の変更又は廃止について承認の可否を決定し、半田市サロン活動等推進事業変更（廃止）承認通知書（様式第5号）又は半田市サロン活動等推進事業変更（廃止）不承認通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、当該年度の末日までに半田市サロン活動等推進事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1）事業実績書

（2）収支決算書

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、半田市サロン活動等推進事業補助金確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第13条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

3 交付決定者は、補助金を請求しようとするときは、半田市サロン活動等推進事業補助金（精算・概算払）請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 詐欺その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、交付決定者に補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

対象経費	内容
消耗品費	事務用品（ノート、ファイル、コピー用紙等）、書籍や教材費など
食糧費	サロンでの交流に必要な市民に提供する飲料代など
光熱水費	会場使用や施設利用に伴う冷暖房代、ガス代、電気代など
印刷製本費	資料などの印刷代
修繕費	サロン活動で利用している物品の修理代など
通信運搬費	補助金の申請書等の郵送料
機器借上料	機器や機材などの借り上げにかかる料金
講師謝金	高齢者の介護予防を目的とした研修会等を開催する場合に係る講師（外部講師又は指導者資格を保有する講師に限る。）謝金
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

（備考）補助対象とならない経費は次のとおりとする。

介護予防活動以外の団体運営に要する経費（人件費、大会の景品、親睦又は会議に係る経費、事務所の維持管理経費等）

別表第 2（第 7 条関係）

補助の種類	補助限度額
運営費補助	年間の利用高齢者数（延べ人数）が ・240人以上720人未満 年額34,000円 ・720人以上1,200人未満 年額46,000円 ・1,200人以上 年額58,000円
立ち上げ支援 補助 (立ち上げ 初年度のみ)	1団体 年30,000円
施設利用補助	1団体 年36,000円

（備考）補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

様式第1号（第8条関係）

半田市サロン活動等推進事業補助金交付申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

（住所）

（団体名）

（代表者名）

（電話番号）

半田市サロン活動等推進事業補助金の交付を受けたいので、半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名称

2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 交付申請額 金 円

内訳 運営費補助 円

立ち上げ支援補助 円

施設利用補助 円

別紙 1

事業計画書

事業名称		
実施団体名		
代表者氏名		
参加申し込み先		〒 — Tel () —
事業 内 容	開催日	
	実施場所	
	活動内容	
	活動回数	年間 回
	年間の 参加見込数	該当するものに○を付けてください。 240人以上 ・ 720人以上 ・ 1,200人以上
備考		

※上記の内容は、市民に公開されます。

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者名） 様

半 田 市 長 印

半田市サロン活動等推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市サロン活動等推進事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付決定額	金	円
内訳	運営費補助	円
	立ち上げ支援補助	円
	施設利用補助	円

2 交付の条件

- （1）補助金は、本事業の目的以外に使用することはできない。
- （2）補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、又は廃止する場合には、市長の承認を得ること。
- （3）半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- （4）前各号に規定する条件を守らないときは、市長は、本決定を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者名） 様

半 田 市 長 印

半田市サロン活動等推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市サロン活動等推進事業補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第10条関係）

半田市サロン活動等推進事業変更（廃止）承認申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

（住所）

（団体名）

（代表者名）

（電話番号）

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった半田市サロン活動等推進事業補助金について、下記のとおり事業を変更（廃止）したいので、半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（廃止）の理由

2 変更の内容

3 変更（廃止）の時期

4 変更の場合の添付書類

- （1）事業計画及び収支予算書（変更した部分分かるもの）
- （2）その他市長が必要と認める書類

（団体名）

（代表者名） 様

半 田 市 長 印

半田市サロン活動等推進事業変更（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市サロン活動等推進事業の変更（廃止）について、下記のとおり承認することに決定したので、半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 承認内容

2 変更後の交付決定額 金 円

内訳 運営費補助 円

立ち上げ支援補助 円

施設利用補助 円

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者名） 様

半 田 市 長 印

半田市サロン活動等推進事業変更（廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市サロン活動等推進事業の変更（廃止）について、下記の理由により不承認としたので、半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由

様式第7号（第11条関係）

半田市サロン活動等推進事業補助金実績報告書

年 月 日

半 田 市 長 様

（住所）

（団体名）

（代表者名）

（電話番号）

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった半田市サロン活動等推進事業補助金に係る事業について、下記のとおり実施したので、半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- （1）事業実績書
- （2）収支決算書
- （3）その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第12条関係）

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者名） 様

半 田 市 長 印

半田市サロン活動等推進事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した半田市サロン活動等推進事業補助金について、下記のとおり確定したので、半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金確定額	金	円
内訳	運営費補助	円
	立ち上げ支援補助	円
	施設利用補助	円

様式第9号（第13条関係）

半田市サロン活動等推進事業補助金（精算・概算払）請求書

年 月 日

半 田 市 長 様

（住所）

（団体名）

（代表者名）

（電話番号）

年 月 日付け 第 号で補助金確定（ 第 号で交付決定）通知のあった半田市サロン活動等推進事業補助金について、半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり（精算・概算払によって）交付されたく請求します。なお、上記請求者と口座名義に相違がある場合は、下記口座名義の者に受領を委任します。

記

- | | | |
|----------------|---|---|
| 1 補助金確定（交付決定）額 | 金 | 円 |
| 2 既受領額 | 金 | 円 |
| 3 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 残額 | 金 | 円 |

5 補助金振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	店名 店
種目・口座番号	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		